## ○札幌市自転車マナー推進要綱

令和2年5月14日 市民文化局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩行者の交通安全の確保及び安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくりを目指し、本市が自転車利用に伴うマナーの推進に係る施策を実施する上で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 自転車マナー 自転車利用者が遵守すべき交通ルール及び交通社会の中で望ましい行動ないし態度
  - (2) 自転車マナー推進地区 自転車マナーを推進するため、重点的に啓発に取り組むこととする地域
  - (3) 自転車マナーの推進 市民等が自転車マナーに対する理解を深め、実践するため の施策を本市が推し進めること
  - (4) 自転車押し歩き 歩行者で混雑する歩道上等において、歩行者の安全のため市民 等が自転車を乗用することなく押して歩くこと
  - (5) 自転車押し歩き地区 歩行者と自転車の接触が懸念される場所として重点的に自転車押し歩きを推進する歩道上等
  - (6) 自転車押し歩きの推進 市民等が自転車の押し歩きを実践するための施策を本市が推し進めること
  - (7) 市民等 市内に居住し、又は滞在し、若しくは市内を通過する者
  - (8) 啓発員 自転車押し歩き地区において、市民等に対して自転車押し歩きを呼び掛けるために一定の期間本市に雇用され、又は本市からの委託により従事する者
  - (9) 歩道上等 道路交通法 (昭和 35.6.25 法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する歩道、同項第 4 号に規定する横断歩道及び同法第 8 条第 1 項の規定に基づき道路標識等により車両等の通行を禁止されている道路

(責務)

- 第3条 自転車マナーの推進に関する責務は、次のとおりとする。
  - (1) 市民文化局長 自転車マナーの推進に関する総括責任
  - (2) 各局長 各局が実施する事業に伴ってマナーを推進する必要が生じた場合には市民文化局長と必要な協議を行うこと

(自転車マナー推進地区)

第4条 自転車マナー推進地区は、別図1に定める。

(自転車押し歩き地区)

第5条 自転車押し歩き地区は、別図2に定める。

## (自転車マナーの推進)

- 第6条 自転車マナーの推進の方法は次のとおりとする。
  - (1) 自転車マナー推進地区においては、街頭放送、掲示物、街頭啓発活動等により市 民等に対して自転車マナーを呼び掛けること。
  - (2) 自転車押し歩き地区においては、前号に定めるもののほか、特に自転車押し歩きを呼び掛けること。
- 2 自転車マナーを推進する期間、規模その他詳細の事項については、各年度の配当予算 の範囲内において必要の都度定めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、自転車マナーの推進について必要な事項は地域振興部長が別に定める。

## 附則

1 この要綱は、令和2年5月14日から施行する。